別表（第五条、第六条関係）

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）	第六条第六項
核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）	第二条の十一第六項
核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）	第六条第六項
核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）	第七条第六項
核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）	第三条第六項
使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）	第八条第六項
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）	第七条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）	第十三条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）	第二十六条第六項
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）	第二十七条第六項
研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）	第二十五条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）	第四十四条第六項